

# 1737年オスマン＝スウェーデン通商条約

松 井 真 子

## はじめに

2022年7月、ウクライナ情勢の余波として、NATO北大西洋条約機構へのスウェーデン、フィンランドの加盟にむけた「加盟議定書」に現加盟諸国が署名した。この加盟をめぐるのは、トルコのエルドアン大統領が当初反対を表明し国際問題化した。トルコ側は議論の末議定書に署名はしたものの、争点となったテロ容疑者引き渡しなどの条件の実施状況次第で、両国の新規加盟の是非に留保をつけている。

昨年は両国の対立が注視されたが、実はアナトリアの地におけるトルコとスウェーデンの人々の最初の邂逅は約千年前に遡る。それ以来の両者の関係史には、密接な友好関係をもった時代もあった。現在でもトルコでスウェーデンとの歴史的關係を問われ、ほぼ例外なく挙げられるのが18世紀におけるスウェーデン王のカール12世（在位1697-1718年）のオスマン帝国への亡命であり、彼の滞在は1709年から1714年までの5年以上におよんだ。彼は現在でも、当時のオスマン帝国におけるあだ名「鉄の頭のシャルル（カール）(Demirbaş Şarl デミルバシュ・シャルル)」で回顧される。オスマン帝国とスウェーデンは、1737年に通商条約を、1739年に同盟条約を結び、スウェーデンは帝国の「最も古い友 (en eski dost エン エスキ ドスト)」とされた。1757年には帝都イスタンブルにスウェーデン大使公邸建設用の地所を与えられ、「スウェーデン宮 (İsveç Sarayı イスヴェチ・サラユ)」と呼ばれる公邸が建てられ、派遣されたスウェーデンの常駐使節が帝国との外交関係を担った。数度の建替えをへて、当地に現在で

もスウェーデン領事館がある<sup>1)</sup>。

本稿ではこの18世紀前半におけるオスマン帝国とスウェーデンの関係をとりあげ、特に1737年両国間で締結された通商条約に焦点をあてる。両国の関係を当時の国際情勢を背景として叙述したうえで、筆者が研究対象としているオスマン帝国をめぐる通商秩序の変容のなかに、この1737年通商条約を位置づけ、この条約がもった歴史的意義について考察する。

## 1. オスマン帝国とスウェーデン

モンゴル高原が祖地と推定されるトルコ系遊牧民の集団は、ユーラシア大陸を北のステップ・ルートおよび南のシルクロード・ルートを伝って西進した。シルクロード・ルート沿いで、トルコ系遊牧民たちは、あるいは既存の諸王朝に仕える軍人として、あるいはトルコ系の王朝を打ち立てるなどしながら当時のイスラーム世界へ進出していた。アッバース朝カリフを名目的には戴きながらも、バグダードを中心に誕生したセルジューク朝が、ビザンツ帝国に圧力をかけ、その支配下にあったアナトリアに侵攻し勝利したのが1071年マラズギルドの戦いである。1077年にはセルジューク朝の流れをくむルーム・セルジューク朝がアナトリアに成立した。14世紀初頭にルーム・セルジューク朝が滅亡し、アナトリアにおける群雄割拠は激しさをました。ビザンツの流れをくむトレビゾンド帝国、モンゴル系の白羊朝や黒羊朝、アルメニア王国、トルコ系の諸君侯国がしのぎを削った。こうしたなかで13世紀から14世紀への転換期に、アナトリア半島の西北端、ビザンツ帝国の東隣で勢力を伸ばしはじめたのが、オス

マン率いるトルコ系騎士集団であった<sup>2)</sup>。この勢力こそオスマン帝国の萌芽であり、後に黒海を内海とし、地中海の約四分の三を支配下におく大帝国となった。

他方ヨーロッパの北端スカンディナ비아半島から拡張したのがヴァイキング勢力であり、ビザンツ帝国でヴァイキングは傭兵として活躍した。ビザンツ帝国とトルコ系遊牧民勢力との角逐の場であるアナトリアで両者は衝突することになる。ヴァイキング勢力は西と東の二つのルートで拡張した。西側への拡大は、ノルマン・コンクエストを率いアイルランド、ブリテン島、フランス北部(現ノルマンディーの起源)、地中海のシチリア島にまで略奪・遠征をおこなったノルウェーやデンマーク系の勢力である。もう一つは、ヨーロッパ大陸の主に二つの河川水系——①ヴォルガ水系を利用したカスピ海へのルートと②ドニエプル水系を利用した黒海・東地中海へのルート——を通じ、略奪よりは交易路開拓として南進したノルウェー系のヴァイキング勢力である<sup>3)</sup>。ビザンツ帝国はヴァイキングを傭兵として雇うようになり、その多数がスウェーデン系ヴァイキングであった。コンスタンティノープルの皇帝は北欧人だけからなる親衛隊ヴァランジア隊を結成していた。アナトリアの地からビザンツ帝国を圧迫していたトルコ遊牧民集団にさしむけた部隊のなかにヴァイキングの戦士たちが含まれており、両者の邂逅は軍事的衝突に始まったのであった。

その後ヴァイキング勢力が弱まり北欧諸国の海外遠征がいったん収束する。北欧諸国は域内および隣国との覇権争いに明け暮れ、黒海周縁からは撤退した。しかし16世紀に勢力を拡張したスウェーデンは前近代に一大強国を築き上げた。この時対峙したのが、ハプスブルク、ポーランド、ロシアであり、これら諸国はそれぞれ16世紀に最盛期を迎えていたオスマン帝国の主要敵対国でもあったのである。ヨーロッパの南北に地理的には離れたスウェーデン王国とオスマン帝国が協力関係を築いたのは、通商関係の樹立も謳われたとはいえ、まずは「敵の敵は味方」の構図であった。

中世の黒死病や寒冷化の影響を北欧諸国の中で

もっとも深刻に受けたと考えられるノルウェーの衰退をうけ、競合しながら勢力をのぼしていったのが、スウェーデンとデンマークであった。バルト海覇権をめぐる、オランダ、イギリス、ロシア、ドイツなども競い争いながらスウェーデンは16世紀にバルト帝国を成立させた。北方七年戦争や三十年戦争をへて、スウェーデン王国はカール10世(在位1654-1660年)統治下で、デンマークやポーランドと戦い、ノルウェーも含む領土を割譲させた結果、バルト海を囲むようなバルト帝国を完成させ、以後約半世紀にわたりその勢力を維持した。

他方16世紀中葉はオスマン帝国がスレイマン1世(在位1520-1566年)のもとで最盛期を迎えていた。スウェーデン王国と帝国との正式な外交関係樹立は18世紀中葉のこととなるが、16世紀にすでに共通の軍事・政治上そして通商上の利益をもつとして両国の接触は試み始められた。16世紀中頃、両者の共通の敵国たるロシアのイヴァン雷帝はカザフ・ハン国を征服し勢力を伸ばしつつあった。スウェーデンはロシアの伸張を見ながら、その南方に横たわるイスラム圏のオスマン帝国やクリム・ハン国、ペルシャとの接触を試みていった。近代スウェーデン王国の祖とされるグスタフ・ヴァーサ(グスタフ1世、在位1523-1560年)の時代にムスリムのタタール系ハン国との接触はすでに見られた。そして、オスマン帝国からのロシア戦に対する援助の求めに応じ、最初にスウェーデンの使節がオスマン帝国に派遣されたのは1587年のことであった。ロシアに対する共闘を主軸に、ポーランドの王位継承問題なども絡めながら17世紀にもグスタフ2世統治下の1630年や、カール10世治世下の1656-1658年にイスタンブルに使節が派遣され、ロシアに対する同盟が求められたが、結局正式な外交関係樹立には至らなかった<sup>4)</sup>。

オスマン帝国は1683年の第二次ウィーン包囲にのりだすが敗北し、以後神聖同盟との戦いをつづけ、ようやく1699年カルロヴィツの講和(ロシアとは1700年のイスタンブル条約)<sup>5)</sup>で終止符をうった。南側の先端が落ち着いたところでロシ

アと戦端をひらいたのがスウェーデンであり、1700年から1721年におよぶ大北方戦争として知られることになった。スウェーデンのカルル12世は1709年のポルタヴァの戦いまでは、ロシアに対して各地で勝利を挙げ、ヨーロッパでその名を轟かせた。しかしポルタヴァの戦いで敗北すると、カルル12世は唯一の退路となった南へ向かいオスマン領に逃亡した。以降カルル12世は現モルドヴァのベンデル Bender に居をかまえ、5年にわたりオスマン領で亡命生活をおくり、そこからスウェーデンを統治した。ベンデルはカルロポリス Carpolopolis（カルルの都）とも称されるようになり、そこからイスタンブルにスウェーデン使節が送られていた。最初は賓客として歓迎されたものの、滞在が5年の長期にわたり、滞在費やロシアとの戦費などにあてるため膨大な負債もかさみ、次第にカルル12世のスウェーデンへの帰国が求められるようになった。債権者にはオスマンのみならずオランダ等各国政府や金融業者が並んだ。実際オスマン政府とカルル12世およびその死後の交渉は債務返済が多くを占めた。カルル12世は1714年にベンデルを立ち北上して帰路についたが、ストックホルムにはついに辿り着かないまま、1718年ノルウェーへの遠征途上、スウェーデンのハルデン（現フリーディスハルト）で殺害され、その生涯をとじた<sup>6)</sup>。

カルル12世死去後、スウェーデン政府との外交交渉の多くは、その負債の返還をめぐる問題に占められたが、ロシアに対する同盟樹立も引き続き模索されていた。この結果上述の通り、1737年に通商条約が、1739年に同盟条約が締結された。またオスマン帝国の帝都イスタンブルには1734年からスウェーデンの常駐使節が駐在するようになり、1757年に公邸が取得された。次節では1737年通商条約締結にいたるまでの過程をより詳しく述べていく。

## 2. 1737年通商条約締結の経緯<sup>7)</sup>

カルル12世死後、バルト海での領土喪失は、スウェーデンの目を海外貿易に向かせることとなり、1729年には北アフリカのアルジェと講和条約

が結ばれた。さらに東地中海におけるスウェーデン製品の需要見込みなど市場調査のため、1732年に二人の使節が送られることになった。一人が当時の通商省通信係であったエドヴァルド・カールソン (Edvard Carlsson, 爵位を受けた後 Carleson を名乗る) であり、もう一人はイスタンブル到着時点でまだ20歳の若さであったカルル・フレデリク・フォン・ホープケン (Carl Fredrik von Höpken) であった<sup>8)</sup>。フォン・ホープケンの父は通商省大臣であり、親フランス派たるハット党<sup>9)</sup>の著名な政治家ダニエル・ニクラス・フォン・ホープケンであった。

二人の使節はイスタンブルに到着し、1734年6月に大宰相ヘキムオール・アリー・パシャ Hekimoğlu Ali Paşa に拝謁した。大宰相はただちに、スウェーデンに対しイスタンブルに常駐使節をおくよう要請し、また軍事同盟を提案した。二人の使節は、イスタンブル政府がフランスやイギリスの商人にたいして不満をもっており、スウェーデン商人を歓迎しそうだということも推察した。そこでストックホルムに、イスタンブル政府の要請にこたえ、公式な通商協定を結べば毎年10～12隻のスウェーデン船で利益をあげることができると報告した。本国では1731年にスウェーデン・オリエン特会社 Orientkompaniet が設立されており、新たなレヴァント会社 Levantkompaniet 設立にむけての活動も始動しており気運は満ちていた。

オスマン領である東地中海近郊で通商活動を行うには、オスマン君主の認可が必須であった。この交渉にあたってスウェーデン使節は、フランス人でありイスラム教徒に改宗したクロード・アレクサンドル・ドゥ・ボンヌヴァル男爵 (Comte de Bonneval, Claude Alexandre ムスリム名アフメト・パシャ Ahmet Paşa) の協力をえた。ドゥ・ボンヌヴァルはかつてオーストリア軍に従軍し、そこで将来のスウェーデン王たるヘッセンのフレデリクとともに戦った経験があり、オスマン政府との仲介にうってつけであった。

前向きな報告をストックホルムに送ったカールソンとフォン・ホープケンは帰路についたが、本

国通商省はオスマン帝国との相互的通商条約締結のため、ヴェネツィアに到着していた二人に今度は代理公使 *charge d'affaires* の資格でイスタンブルに戻り、そこで公使 *minister* に任命されたカール・ルーデンショールド Carl Rudenschöld の到着を待つように命じられた。しかしルーデンショールドは本国政治に熱心でありイスタンブルには赴かず、1738年に正式にこの任務を辞退したため、結局カールソンとフォン・ホープケンが通商条約締結交渉にあたり、またイスタンブル公使に任じられることになった。

カールソンとフォン・ホープケンは1735年に再びイスタンブルに到着し、これがイスタンブルでのスウェーデン常駐使節の開始を期した。カール12世のオスマン帝国に対する負債問題が解決すると、外交交渉の焦点は通商関係およびロシアに対する同盟関係に移っていった。当時スウェーデンでは揺れ動くヨーロッパ情勢を前に、同盟の相手としてデンマーク、イギリス、ロシア、あるいはオスマン帝国のいずれを選ぶかが問題となっていた。そしてバルト海でロシアに割譲した土地の奪回を目的として、フランスやオスマン帝国との同盟が模索された。この間カールソンやフォン・ホープケンからの情報は、ストックホルムにおいてフランス使節、カステジャ子爵シャルル・ルイ・ドゥ・ビオドス Charles Louis de Biaudos, *marquis de Casteja* と親露派かつ嫌露派のハット党との協力などにみられる、ハット党のロシアからの失地回復策立案にも寄与していた。

カールソンとフォン・ホープケンはド・ボンヌヴァルの協力をえて、通商条約の草案を起草しストックホルムに送った。またアナトリア半島エーゲ海岸の貿易都市イズミル（ギリシア語名スミルナ）で最初のスウェーデン領事となったヘンリック・ハックソン (Henrik Hackson) は、スウェーデンの鉄・銅・錫・毛皮の輸出、オスマン帝国からの羊毛・綿・絹やコーヒー・レーズンの輸入の可能性について熱心に報告していた。

しかし当時与党であった親露派サップ党は通商条約締結に反対し、国王も支持しなかった。さらに王妃はイスラームに嫌悪を抱いていた。前述の

ハット党は通商条約締結に前向きであり、なんとか議会の承認をえた。こうしてようやくスウェーデン王とオスマン君主の間で1737年1月10日通商条約が締結されることとなった。

1736年春ロシアがオスマン領に再び侵攻し、これにハプスブルクも参戦した。しかしハプスブルク戦線でオスマン側は戦況を有利に戦い、駐イスタンブルのフランス大使ルイ・ソヴール・ルノー・ド・ヴィーユヌーヴ Louis Sauveur Renault de Villeneuve の仲介をもって1740年に講和を結んだ。この間対ロシア姿勢を共有して、1739年にスウェーデンと平和協力友好同盟が締結された。これはオスマン帝国がキリスト教国と結んだ最初の公式な同盟であった。この結果スウェーデン公使はオスマン宮廷で特別扱いを受け、羨望したフランスやオーストリア大使が同等の扱いを要求する事態を招いた。

北方でロシア国境に軍を展開していたスウェーデンはロシアがオスマンとスウェーデンとの二正面戦線となることを期待していた。しかしスウェーデンの意図を知らず、イスタンブルのフランス大使ヴィーユヌーヴがオスマンとロシア、ハプスブルクとの講和を仲介したことで、スウェーデンはこの講和後苦境にたたされた。1742-43年にロシアに敗北し、失地回復どころかさなる領土をロシアに割譲することになり、スウェーデンは大国の地位から滑り落ちていく。またスウェーデンの弱体化をみて、オスマン政府のスウェーデンに対する関心も低下していった。1741年オスマンとの同盟を推進したフォン・ホープケンが本国に召還され、1745年にはロシアの圧力によりカールソンも辞任を余儀なくされた。しかしスウェーデンの常駐使節や各地の領事は駐留を続け、イギリスやフランス、オランダにはおよぼないものの外交関係は維持された。1757年には使節公邸としてペラ地区の屋敷が取得された。この屋敷はもともとはオスマン帝国の東方正教会の有力者グループ、ファナリオットに属していたアルバニアに起源をもつ有力家系ギーカ家のアレクサンドル・ギーカが所有していたものであった。1753年スウェーデンから新たな使節グスタフ・ケルシング

がイスタンブルに派遣された。彼とその弟ウルリク・ケルシングの二人が、18世紀中葉のオスマンとの関係を管轄した。彼らの父グスタフ・ケルシングはカール12世の亡命時にイスタンブルで約二年間スウェーデン使節団の書記官として勤めており、息子のグスタフ・ケルシング Gustav Chelsing（父と同名）とウルリク・ケルシング Ulrich Chelsing は適任とみなされた。スウェーデンには彼らが在任時に収集した様々な東洋のコレクションが遺されている。

なおオスマン側は基本的に常駐使節の派遣を行わなかった。オスマン側による使節派遣は18世紀末のセリム三世時代に試みられるまでは、原則ある目的でアドホックに派遣されるものであり、帝国が常駐使節を送るのではなく、各国使節が帝国の威光にあずかり、外交交渉を行い、同国の人々を領事をつうじて管理するため常駐するものであると考えられていた。オスマン帝国のスウェーデンへの常駐使節派遣は1877年からである。

### 3. 1737年通商条約の内容とその歴史的意義

話を1737年通商条約に戻し、本節ではこの条約の内容を紹介したうえで、それがオスマン帝国をめぐる通商秩序変容にどういった意味をもったのかという位置づけを試みたい。史料としては、在イスタンブル、オスマン文書館所蔵の条約文書の写しを主要資料として用い、適宜条約集のフランス語訳を参照した<sup>10)</sup>。

1737年1月12-22日/イスラム暦1149年ラマダン月中旬に、スウェーデンとの通商関係について発布されたオスマン君主の「条約の書 'ahdnāme アフドナーメ」<sup>11)</sup>は全18条からなる。そもそもオスマン領で他国が通商居留を認められるには、君主による勅許が必要であった。オスマン朝のそれは西欧語では capitulations カピチュレーション/カピチュラシオンと呼ばれた。イスラム法を基礎としたオスマン帝国による通商居留勅許の恵与はまず相手の友好姿勢が大前提とされ、初期にはジェノヴァや講和期のヴェネツィアなどのイタリア商業都市の君主に与えられ、16世紀以降同等の権利がフランスやイギリス、オランダの君主にも

与えられていった<sup>12)</sup>。友好国に対する通商居留勅許は、原則優位にあるオスマン君主が相手国君主に対し恵与するものであって、近代的な意味での対等国間で締結される相互条約とは異なる性格をもっていた。しかしオスマン帝国とヨーロッパ諸国の力関係が逆転していくなかで、カピチュレーションは19世紀のイギリスを中心とする自由貿易条約体制下に不平等条約のモデルとして取り込まれていった。

18世紀前半までにはカピチュレーション体制と呼びうるような、オスマン側から与えられる通商居留勅許の前例は積み重ねられており、1737年のスウェーデンとの通商条約の内容は、いわゆるカピチュレーションで扱われている内容に準じるものである。重要な相違点としては、スウェーデン側の意向も反映されてか、これが両者間の相互のとりきめであることを示す文言、例えば「tarafeyinden 相互に」が散見され、こうした文言は仏英蘭三国に対する勅許の一方的恵与型文書カピチュレーションにはみられないものである。1699年のカロヴィツの講和がオスマン外交がヨーロッパ式外交を取り入れる契機ともされるが、1740年のフランスに対するカピチュレーションは、いぜんとして恵与の書式をとっている。オスマン帝国の講和型条約文書は、その性質上カピチュレーションより相互的なものであり、その意味でより近代的条約に近いといえる。講和条約でもカピチュレーションであつかわれる通商規定が挿入されることがあり、カピチュレーションの18世紀後半から19世紀初頭にかけての、通商条約化・不平等条約化過程において、講和条約における通商条項<sup>13)</sup>や、18世紀に従来のカピチュレーション恵与国以外に通商条約の形式で同等の通商居留勅許が新規参入国に拡大されていった経緯を検討する必要がある。スウェーデンとの通商条約はその一例を示すものである。

スウェーデンに対する条約の書が発布されるまでの過程も、カピチュレーション型と講和条約型の折衷的なものであり興味深い。カピチュレーションは例えばフランスがオスマン君主に勅許を請願し、それに対してオスマン君主が恵与するとい

う文書形式で書かれる。一方講和条約は前線で両国の全権使節が草案テメツスク *temessük* を起草し、それを最終的にオスマン君主が認めて「条約の書アフドナーメ」を発布する過程をとった。近代条約ではオスマン側が草案とみなす文書が条約本文であり、君主の認可はいわゆる批准書と解釈される。1737年通商条約は、スウェーデン側の草案が提出され、オスマン側がそれを認可する形で発布されたが、スウェーデン側の研究ではスウェーデンの草案が条文とされ、オスマン側の君主によるアフドナーメは批准書と解されている。テメツスクはオスマン側ではあくまで草稿であるためオスマン君主の優位性などアフドナーメが前提する書式的制約が少ない。この齟齬の典型的な事例が1699年のカルロヴィツ講和をめぐる解釈であり、従来これはオスマン朝が相手国に対等性を認めた文書とされてきたが、その根拠となる文書がテメツスクであり、オスマン朝の意識はその後に最終文書として出されたよりオスマンの優位を強調するアフドナーメにあるため、ここでオスマン側にはっきりとした意識転換が生じていたと断じるのは早計ではないかとコヴォジェイジクは述べている<sup>14)</sup>。いずれにせよ、スウェーデンにたいする条約の書はカピチュレーション型の内容をもちながら、講和条約のプロセスで交渉が進んだことがうかがえる。

さて、以下では通商条約の具体的な内容について検討する（各条項については付録2の表も参照）。前述の通り、これはカピチュレーションで既存の恵与国に与えられた勅許にほぼ準じている。オスマン君主は、スウェーデン国王にたいし、その臣民や船舶がオスマン領に来航すること、そして自由に通商居留することを認めた（前文、第1条）。一方前文ではオスマン臣民のスウェーデンにおける同等の権利も明記された。これはポーランドのような近接国でオスマン臣民が実際に通商活動を行っていた国家の君主との取決めではみられるが<sup>15)</sup>、イギリスやフランスへのカピチュレーションは専らオスマン領におけるフランスやイギリス臣民の通商居留に関するもので、フランスやイギリスにおけるオスマン臣民の地位に

関する条項はない。

最恵国条項の雛形的な文言として、「その他のムスターミン *mustamin*（イスラム圏内この場合はオスマン領内における外国人非ムスリム、ムスリム君主によって安全を保障されたものを意味する）にすでに認可された事項は、スウェーデン臣民にも許される」という句が散見する（前文、第11条他）。またスウェーデン臣民はオスマン帝国内における信仰の自由を保障され（第16条）、オスマン帝国の非ムスリム臣民が課されている人頭税を免除された（第4条）。関税は友好国に認められていた3%が適用され（第10条）、通商にかかわる内国諸税や手数料の免除も援用された（第11条、第12条）。前述のようにスウェーデンの輸出品としては鉄・銅・錫や毛皮、木材があり、輸入品としては綿や毛織物、絹、コーヒー、干しイチジクやレーズンなどがあつた。また非ムスリムとして自家消費用のワイン醸造が認められた（第5条）。スウェーデン商人や船舶へのオスマン官憲による干渉や妨害が禁じられた（第1条、第2条）。スウェーデン臣民を捕虜とすることも禁じられ、もし捕虜となった場合は速やかな解放と財産の回復がオスマン官憲に命じられた（第3条）。

当時海路は危険にみちており、海難事故の際の救難規定が挿入され（第2条）、さらに当時のヨーロッパ諸国の大きな懸念事項であつた海賊への対策をかね、北アフリカのオスマン帝国の属領アルジェやチュニス、トリポリとスウェーデンの取決めがオスマン政府の名のもとでも保障された（第17条）。

また帝国に駐留・滞在するスウェーデン人の裁判規定やイスラム法上の相続税の免除も規定された（第6条、第7条、第9条）。基本的にスウェーデン人どうしの訴訟についてはスウェーデン公使や領事が管轄し、オスマン臣民との間に係争が生じた場合はイスラム法廷に委ねられることになっていたが、通訳の同席が条件とされた。スウェーデン人がムスリムに改宗した場合の財産の取り扱いも規定されている（第14条）。

スウェーデン人の居留通商を保障するため、イスタンブルに公使<sup>16)</sup>を、またオスマン領の都市に

領事を置くことが認められ、さらに彼らにはオスマン臣民を通訳として、また護衛としてオスマン帝国の軍人イエニチェリを雇うことが認められた。

この通商条約が一つの柱となってスウェーデンは、地中海沿岸のリヴォルノ、イズミル（スミルナ）、マリカンテ、マラガ、ヴェネツィア、アルジェ、チュニス、トリポリに領事ネットワークを築き、地中海との通商関係の基盤とした<sup>17)</sup>。スウェーデンの小国化もあり、その貿易関係の主力は北海・バルト海交易を中心とするものであり、地中海貿易、オスマン帝国との通商関係はその量にすれば限られたものであった。オスマン帝国の代表的貿易相手国としてはフランスやイギリスが挙げられ、通商秩序についても専ら英仏蘭のカピチュレーションが検討対象とされてきた。しかしスウェーデンのケースはカピチュレーションの通商条約化の萌芽をしめすものであり、また1739年に最初の公的な同盟が締結されたものとしても注目に値する。「敵の敵は味方」政策の代表例は、オスマンでは一義的にはフランスが引き合いに出され、16世紀のスレイマン1世とフランソワ1世がハプスブルクのカール5世と対峙したことが挙げられる。この時一種の同盟とも解された最初のカピチュレーション恵与が模索されたが、仲介した大宰相イブラヒム・パシャの失脚殺害により恵与されず、正式な恵与は1567年に持ち越されたとされる。この友好国フランスに対するカピチュレーションが同盟の意味ももったと言われるが、あくまでも通商居留勅許を規定するものであり、フランスとの公的な同盟条約は締結されていない。フランスは18世紀末のナポレオンのエジプト遠征まで、基本的にオスマン帝国の友好国であり続けた。スウェーデンはロシアを挟んで、オスマン帝国と公式の同盟条約を結んだ点でフランスよりさらに一歩踏み込んだ関係を当時築いたのであった。

さてオスマン領における外国人の居留をめぐる領事や通訳は非常に大きな役割をはたしたが、それは外国人ではなく、多くの場合オスマン臣民のしかも非ムスリム、代表的にはギリシア正教徒

（東方正教徒）、アルメニア教徒、ユダヤ教徒に委託されていた。オスマン臣民の非ムスリムは、ヨーロッパ諸語を含む多言語を修得し、キリスト教やユダヤ教という近似性も利用し、他方オスマン領内の言語や慣習に詳しいという利点をもちあわせ、ヨーロッパ諸国の使節や商人と、オスマン政府やムスリムや非ムスリム双方の臣民の商人との仲介役を果たしていった。スウェーデンの事例では、公使イグナティウス・ムラジャ・ドーソン Ignatius Mouradgaa d'Ohsson（アルメニア語名 Muradcan Tosunyan）が著名である。彼はイスタンブル旧市街と金閣湾をはさんだ対岸にある大使館や外国商館がちなペラ地区で裕福なアルメニア・カトリック教徒の家系に生まれた。彼の父はイズミルでスウェーデン領事館に勤務した経験があった。彼は1775年にスウェーデン使節団の補佐にはいり、以後1799年スウェーデン公使としての任を辞すまでスウェーデンの対オスマン外交に従事した。その間彼はパリやウィーンにも滞在し、1795年からイスタンブルのスウェーデン公使の任に就いた。残念ながら彼は「最上の通訳であったが、公使としては最低」と評価された。彼の名をたからしめているのは、その著作1787年刊行の *Tableau general de l'Empire Ottoman*（『オスマン帝国画集』<sup>18)</sup>）であり、所収の銅版画はそれ自体として優れているのみならず、当時のオスマン社会を知るための重要な史料的价值をもっている。

また帝国臣民ではないが、オーストリアを中心にヨーロッパ各国の通訳を務めたテスタ Testa 家も当時のヨーロッパ諸国やオスマン帝国との関係を知る上で重要である。13世紀のジェノヴァに起源をもつとされるテスタ家は、ほぼ全てのヨーロッパ諸国（フランス、スウェーデン、オーストリア、プロイセン、ポーランド、ヴェネツィア）やオスマン帝国の通訳を輩出した。1831年から1838年までスウェーデンの代理公使を務めたアントワン・テスタ Antoin Testa は、前任の代理公使アルブレヒト・エルフ・イーレ男爵 Baron Albrecht Elf Ihre の下で公使館の第一通訳として勤務していた。彼の息子のバロン・イグナス・ド・テスタ

Baron Ignas de Testa は、イスタンブールのトスカナ代理公使として勤務する一方、パリでフランス語のオスマン条約集を刊行している<sup>19)</sup>。

### おわりに

1737年オスマン＝スウェーデン通商条約は、イタリア商業都市国家やフランス、イギリス、オランダに恵与された通商居留勅許カピチュレーションが、対等な国家間の通商条約に変化していく18世紀の過渡期の一段階を示す事例であった。今後は同じく18世紀に締結されたオスマン帝国とシチリア王国やデンマーク、プロイセンなどとの通商条約についても検討し、最終的にカピチュレーションの諸特権が敗戦により、主要敵国ロシアにも認められる1774年キュチュク・カイナルジャ条約と1783年のロシアとの通商条約に至るまでの過程を考察していく予定である。

### 注

- 1) Theolin (2000).
- 2) トルコ系遊牧民の西進については坂本 (2022) 参照。
- 3) ヴァイキング勢力の南進については、百瀬他編 (1998), 27頁の地図参照。
- 4) Theolin (2000), pp. 25–29.
- 5) カール12世のオスマン帝国への亡命とベンデル滞在については Theolin (2000), pp. 30–46参照。カール12世がたどった行程の地図は同書36頁所収。
- 6) 18世紀前半のヨーロッパおよびその近接地域の勢力図については、付録1の地図参照。
- 7) 本節は主に Theolin (2000), pp. 50–66に依拠している。
- 8) Theolin (2000), p. 52.
- 9) 当時のスウェーデン政治は、外交政策をめぐる親仏派のハット派と親露派のメッサ派に二分されていた。
- 10) BOA, Düvel-i Ecnebi Defterleri, A {DVNSDVE d. 49/1: İsveç Ahidname Defteri 1736–1758 (N1149-Ra1172), s. 17–25. 刊行された条文はオスマン語条約集 Mu'âhedât Mecmû'ası, (1877–1881(Hijri 1294–1298)), 5 vols., Istanbul. (Reprinted in 2008, Muâhedât Mecmû'ası. 5 vols. Ankara:TTK.), cilt. 1, s. 146–157所収。フランス語訳については Noradounghian, G. ed. (1897), Recueil d'actes internationaux de l'Empire Ottoman, Paris, (KRAUS Reprint, Nendeln/Liechtenstein),

vol. 1, pp. 239–242参照。なおそれぞれに続く頁に1739年同盟条約のテキストがつづく。また Theolin (2000) 所収の1737年通商条約草案や1730年同盟条約の画像 (50, 55–56頁参照) から、オスマン帝国から送られた条約文書がスウェーデンの国立文書館に所蔵されていると推察されるが、本稿では利用できなかった。

- 11) オスマン帝国のアフドナーメ「条約の書」は、帝国の対外関係を律するためオスマン君主が相手国の君主向けに発布した文書群をさす。いわゆる敵対国との講和条約も友好国に対する通商居留勅許付与の機能をもったカピチュレーションもオスマン帝国では同じアフドナーメと呼ばれた。Kołodziejczyk (2000); 松井 (2004).
- 12) オスマン帝国の通商・居留勅許については Inalcik (1971); Kütükoğlu (2000); Eldem (2006); de Groot (2003) 他。対英, 対仏, 対蘭カピチュレーションの概要を検討した松井 (2019); (2021); (2022a) も参照。
- 13) Kołodziejczyk (2000); 松井 (2022b)
- 14) Kołodziejczyk (2000), pp. 47–56.
- 15) Panaite (1994); (1998).
- 16) スウェーデンは基本的には在外公館に Minister 公使をおき, 大使 Ambassador の称号が使われ始めるのは19世紀に入ってからである。
- 17) ミュラー (2006), 246–251頁。
- 18) この書はスウェーデン国王に献呈された。第1部と第2部が1787年にパリで刊行され, 第3部は彼の死後1820年に刊行された。この著作については Findley (2019) 参照。
- 19) Theolin (2000), pp. 84–85. なお20世紀初頭にはテスタ家の一員が日本で領事職に就いている。

### 参考文献

〈未刊行史料〉

- ・トルコ：オスマン文書館, イスタンブール (Devlet Arşivleri Başkanlığı, BOA: Başkanlık Osmanlı Arşivi)  
Düvel-i Ecnebi Defterleri, A {DVNSDVE d. d. 49/1: İsveç Ahidname Defteri 1736–1758 (N1149-Ra1172).

〈刊行史料および条約集〉

- Hertslet, Edward ed. (1875), *Treaties and Tariffs Regulating Trade between Great Britain and Foreign Nations: and extracts of Treaties between foreign Powers containing Most-Favoured-Nation Clauses applicable to Great Britain in force on the 1st January, 1875: Turkey*, London.
- Kurdakul, Necdet (1981), *Osmanlı Devleti'nde Ticaret Antlaşmalar ve Kapitülasyonlar*, Istanbul.



- Mu'âhedât Mecmû'ası*, (1877–1881 (Hijri 1294–1298)), 5 vols., Istanbul. (Reprinted in 2008, *Muâhedât Mecmûası*. 5 vols. Ankara: TTK.)
- Noradounghian, G. ed. (1897–1903), *Recueil d'actes internationaux de l'Empire Ottoman*, 4 vols., Paris, (KRAUS Reprint, Nendeln/Liechtenstein).
- 〈研究書〉
- Abou-El-Haj, Rifa'at (1967), "Ottoman Diplomacy at Kalrowitz" in *Journal of American Oriental Society*, v. 87, no. 4, pp. 498–512.
- Abou-El-Haj, Rifa'at Ali. (1969), "The Formal Closure of the Ottoman Frontier in Europe: 1699–1703," *Journal of American Oriental Society*, 89, pp. 467–475.
- Abou-El-Haj, Rifa'at (1974), "Ottoman Attitude Toward Peace Making: The Kalrowitz Case" in *Der Islam*, v. 51, pp. 131–137.
- Abou-El-Haj, Rifa'at (1991), *Formation of the Modern State: The Ottoman Empire, Sixteenth to Eighteenth Centuries*, Albany.
- Ahışahı, Recep (2001), *Osmanlı Devlet Teşkilatında Reisülküttâblık (XVIII. Yüzyıl)*, Istanbul.
- Aksan, Virginia (2006), "War and Peace," in Suraiya Faroqhi ed. *The Cambridge History of Turkey*, vol. 3, pp. 81–117.
- Aksan, Virginia (2015), *The Ottoman Wars 1700–1870: An Empire Besieged*, Routledge.
- Aksan, Virginia (2021), *The Ottomans, 1700–1923: An Empire Besieged*, Routledge.
- Van den Boogert, Maurits H., and Kate Fleet eds. (2003), "The Ottoman Capitulations: Text and Context," special issue, *Oriente Moderno*, 22 n.s. (83), 3.
- Eldem, Edhem (2006), "Capitulations and Western Trade," in S. Faroqhi ed. *The Cambridge History of Turkey*, vol. 3, pp. 283–335.
- Faroqhi, Suraiya (1994), "Crisis and Change," in Halil İnalçık and Donald Quataert eds., *An Economic History of the Ottoman Empire*, Cambridge U.P.
- Fassbender, Bardo and Anne Peters eds. (2012), *The Oxford Handbook of the History of International Law*, Oxford.
- Findley, Carter (2019), *D'hossion, Tableau General de l'Empire Ottoman*, Istanbul.
- Genç, Mehmet (2000), *Osmanlı İmparatorluğunda Devlet ve Ekonomi I*, Istanbul.
- De Groot, Alexander H. (2003), "The Historical Development of the Capitulatory Regime in the Ottoman Middle East from the Fifteenth to the Nineteenth Centuries," *Oriente Moderno*, vol. 22 n.s. (83), pp. 575–604.
- İnalçık, Halil (1971), "İmtiyâzât, ii. The Ottoman Empire," *The Encyclopedia of Islam*, 2nd Edition, Leiden, vol. 3, pp. 1179–1189.
- Kołodziejczyk, Dariuz (2000), *Ottoman -Polish Diplomatic Relations (15th–18th Century): An Annotated Edition of 'Ahdnames and Other Documents*, Leiden.
- Kütükoğlu, Mübahat (1988), "Ahidnâme: Türk Tarihi," *Türkiye Diyanet Vakfı İslam Ansiklopedisi*, sayı 1, s. 536–540.
- Kütükoğlu, Mübahat (2000), "Ahidnames and the Trade Pacts," in K. Çiçek et al. eds., *The Great Ottoman, Turkish Civilisation*, Ankara, pp. 207–219.
- Matsui, Masako (2011), *From Sultan's Favor to Instruments of European Expansion*, (unpublished Ph.D Dissertation, Tokyo University).
- Naff, Thomas (1977), "Ottoman Diplomatic Relations with Europe in the Eighteenth Century: Patterns and Trends," in Thomas Naff and Roger Owen eds., *Studies in Eighteenth Century Islamic History*, London and Amsterdam, pp. 88–107.
- Panaite, Viorel (1994), "Trade and Merchants in the 16th Century. Ottoman-Polish Treaties." *Revue des études sud-est européennes*, 32, pp. 259–276.
- Panaite, Viorel (1998), "The Status of Trade and Merchants in the Ottoman-Polish 'Ahdnâmes (1607–1699)," *Archiv Orientalno Supplementa*, 8, pp. 275–298.
- Panaite, Viorel (2019), *Ottoman Law of War and Peace: The Ottoman Empire and Its Tribute-Payers from the North of Danube*, 2nd edition, Leiden/Boston.
- Theolin, Sture (2000), *The Swedish Palace in Istanbul: A Thousand Years of Cooperation between Turkey and Sweden (Istanbul'da Bir İsveç Sarayı: İsveç ile Türkiye arasında Bin Yıllık İşbirliği)*, Turkish translation by Sevin Okyay), Istanbul.
- Theunissen, Hans (1998), *Ottoman-Venetian Diplomats: The Ahd-names—The Historical Background and the Development of a Category of Political-Commercial Instruments together with an Annotated Edition of a Corpus of Relevant Documents*, based on his unpublished dissertation of 1991 with minor change published on Internet Base. *Electronic Journal of Oriental Studies*. (<http://www2.let.uu.nl/Solis/anpt/ejos/EJOS-I2.html>. 2003年ダウンロード。現在このサイトは参照できなくなっている。)
- Unat, Faik Reşit (1992), *Osmanlı Sefirleri ve Sefaretnameleri*, Ankara.
- 新井政美 (2002) 『オスマン vs. ヨーロッパ』 講談社 選書メチエ。
- 尾高晋己 (2010) 『オスマン外交のヨーロッパ化——

片務主義から双務主義へ』溪水社。  
坂本勉 (2022) 『新版 トルコ民族の世界史』慶應義塾大学出版会。  
玉木俊明 (2007) 「近世スウェーデン経済史概説」『京都マネジメント・レビュー』第12号, 69-82頁。  
堀井優 (2009) 「オスマン朝の対仏カピチュレーション (1740年)」歴史学研究会『世界史史料』第8巻, 108-110頁。  
松井真子 (2004) 「オスマン帝国外交史研究の動向: 「条約」文書の変容を手がかりに」『イスラーム世界』63, 54-64頁。  
松井真子 (2019) 「1675年条文にみる対英カピチュレーションの構成と変容」『愛知学院大学文学部紀要』第48号, 19-35頁。  
松井真子 (2021) 「1680年対蘭カピチュレーションの概容」『人間文化』(愛知学院大学人間文化研究所紀

要) 第36号, 151-168頁。  
松井真子 (2022a) 「1673年と1740年の対仏カピチュレーション」『愛知学院大学文学部紀要』第51号, 123-134頁。  
松井真子 (2022b) 「18世紀前半におけるオスマン帝国とハプスブルク君主国の通商条約」『人間文化』(愛知学院大学人間文化研究所紀要) 第37号, 71-84頁。  
ミュラー, レオス著, 玉木俊明・根本聡他訳 (2006) 『近世スウェーデンの貿易と商人』嵯峨野書院。  
百瀬宏・熊野聡・村井誠人編 (1998) 『世界各国史 北欧史』山川出版社。

[付記] 本稿は令和4年度日本学術振興会研究費基盤研究(C) (課題番号19K01535) による研究成果の一部である。

付録1 : 18世紀初頭のオスマン帝国とヨーロッパ



出典: 新井正美『オスマン vs. ヨーロッパ』講談社メチエ, 2002年, 197頁。

1737年オスマン＝スウェーデン通商条約（松井）

付録2：1737年オスマン＝スウェーデン通商条約の概要 全18条

条項	概要
前文	交渉の経緯説明。スウェーデン王に対する宣言。スウェーデン商人の地位。通商と航海の相互取決め。
I	スウェーデン商人やその他の商人に対する入国の自由。例外規定。相互表敬。商船の来航。妨害の禁止。
II	難破船への援助。妨害の禁止。
III	スウェーデン臣民を捕虜にすることの禁止。財産の回復。諸経費。
IV	人頭税（ハラージュ i）徴収の禁止。
V	領事の任命。通訳。人頭税の免除。ワイン醸造の許可。
VI	訴訟規定。スウェーデン人の債務者。保証人。信頼性。
VII	訴訟規定。証書（ヒュッジェト ii）。偽証。殺人罪。
VIII	スウェーデン人による侮辱の申告。領事による処罰。遭難したオーストリア船。難破船からの商品。
IX	死亡したスウェーデン人の遺産。相続税（キスメット税 iii）の免除。
X	献上品等の免税。3%の関税。金貨の改鋳。織物への課税。
XI	テズケレ iv（許可証）。商品輸送。課税のための商品査定。
XII	屠殺税（カッサービエ v）の免除。領事館料。スウェーデンの貨物船。例外規定。
XIII	スウェーデン領事の免除規定。領事の裁判規定。
XIV	スウェーデン人のイスラームへの改宗。財産の委託・引渡。
XV	商取引のための流通通貨。
XVI	諸勅許の遵守。信仰の自由。追加条項。
XVII	スウェーデンのアルジェ、テュニス、トリポリとの条約。諸条項の実施。
XVIII	諸条項の遵守。確認。実施の誓約。追加条項。
結語	締約。必要に応じた追加条項。

- (i) ハラージュ *ḥarāc* は一般にムスリムに課された地租を表すが、オスマン帝国では非ムスリムに課された人頭税 *ジズヤ* *cizya* の意味でも用いられた。
- (ii) ヒュッジェト *hüccet* とは役所で発行される様々な許可書をさすが、ここでは関税支払い証明書を書さす。
- (iii) レスミ・キスメット *resm-i kısmet* はイスラム法に基づいた相続税をさす。
- (iv) テズケレ *tezker* とは役所で発行される様々な許可書をさすが、ここでは関税支払い証明書を書さす。
- (v) カッサービエ *kaşşābiyye* は、おそらくアメリカ大陸の銀流入などで生じた物価高騰に対応するため、1590年代に導入された税である。

Hertslet, Edward ed. (1875), *Treaties and Tariffs Regulating Trade between Great Britain and Foreign Nations: and extracts of Treaties between foreign Powers containing Most-Favoured-Nation Clauses applicable to Great Britain in force on the 1st January, 1875: Turkey*, London. p. 172 をもとに作成。

その他の参考文献：

cf. BOA, *Düvel-i Ecnebi Defterleri*, A {DVNSDVE d. 49/1: *İsveç Ahidname Defteri 1736–1758* (N1149-Ra1172), s. 17–25.

フランス語訳；Noradounghian, G. ed. (1897), *Recueil d'actes internationaux de l'Empire Ottoman*, Paris, (KRAUS Reprint, Nendeln/Liechtenstein), vol. 1, pp. 239–242.

オスマン語刊行条約集 *Mu'âhedât Mecmū'ası*, (1877–1881 (Hijri 1294–1298)), 5 vols., Istanbul. (Reprinted in 2008, *Muâhedât Mecmū'ası*. 5 vols. Ankara: TTK.), cilt. 1, s. 146–157.